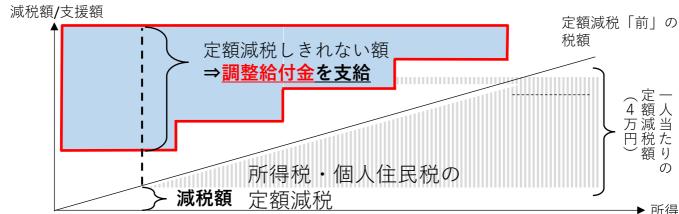
「定額減税しきれないと見込まれる方」 への給付金(「調整給付金」)のご案内

「調整給付金」とは?

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、 納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、4万円(令和6年分 の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額 減税」が行われます。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した**「調整給付金」が支給**されます (※)。

<調整給付金のイメージ>



(※) 所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者について

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じる ことが見込まれる方が支給対象者です。

給付金の支給手続き

同封の確認書に必要事項を記入

5

返信用封筒に下記の 必要書類を入れて 返送

必要書類が町に到着後 2週間程度で支給

(指定された口座に振り込みます。 入金状況は通帳でご確認ください。)

	手続きをする人	納税者本人		代理人	
必要書類	確認書の上部に記載の支給口座	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり
	確認書	0	0	0	0
	口座確認書類		O (%)		O (%)
	納税者本人確認書類	_	O (%)	0	0
	代理人の本人確認書類	_	_	0	0

(※)公金受取口座(納税者本人名義に限る)の場合は不要です

【お問合せ先】菰野町役場健康福祉課 TEL:059-391-1123 FAX:059-394-3423